

公益社団法人日本気象学会2018年度臨時総会資料

日時：2018年11月19日（月）

場所：気象庁講堂

議案 公益社団法人日本気象学会定款の一部改正について

経費の削減を目的に、理事会の決議等を電磁的方法で実施できるよう、公益社団法人日本気象学会定款中、第13条第3項第3号、第14条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条、第36条第1項を、次のとおり改正する。

第13条

- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
- (3) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び第19条に定める書面又は電磁的方法による議決権行使の期限

第14条 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して、前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考資料に記載した事項を除く。）に記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

- 2 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
- (1) 社員総会参考資料
 - (2) 議決権行使書

第18条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を、又は書面に記載すべき事項を電磁的方法で理事長に提出して、他の出席社員にその議決権を代理行使させることができる。

（書面又は電磁的方法による議決権行使）

第19条 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席しない社員は、第14条第2項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

- 2 社員総会に出席しない社員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、議決権を行使することができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は第17条の議決権の数に算入する。

第36条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が提案された議案につき、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

【説明資料】 公益社団法人 日本気象学会定款 新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第4章 社員総会 (招集) 第13条 (略) 2 (略) 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び第19条に定める書面又は電磁的方法による議決権行使の期限</u> (4) (略) 4 (略) (招集通知) 第14条 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して、前条第3項各号に掲げる事項(次項により社員総会参考資料に記載した事項を除く。)に記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。 2 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。 (1)社員総会参考資料 (2)議決権行使書</p>	<p>第4章 社員総会 (招集) 第13条 (略) 2 (略) 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び第19条に定める書面による議決権行使の期限 (4) (略) 4 (略) (招集通知) 第14条 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して、前条第3項各号に掲げる事項(次項により社員総会参考資料に記載した事項を除く。)に記載した書面により、招集の通知を発しなければならない。 2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。 (1)社員総会参考資料 (2)議決権行使書</p>
<p>(議決権の代理行使) 第18条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を、又は書面に記載すべき事項を電磁的方法で理事長に提出して、他の出席社員にその議決権を代理行使させることができる。 2 (略) 3 (略) (書面又は電磁的方法による議決権行使) 第19条 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席しない社員は、第14条第2項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。 2 社員総会に出席しない社員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、議決権を行使することができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は第17条の議決権の数に算入する。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の出席社員にその議決権を代理行使させることができる。 2 (略) 3 (略) (書面による議決権行使) 第19条 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席しない社員は、第14条第2項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。 (新設)</p>
<p>第6章 理事会 (略) (決議の省略) 第36条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が提案された議案につき、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案に異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>第6章 理事会 (略) (決議の省略) 第36条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が提案された議案につき、書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案に異議を述べたときはこの限りでない。</p>